

2026年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町3番12号
株 式 会 社 パ ピ レ ス
代表取締役社長 松 井 康 子

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://papy.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3641/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町3番12号
紀尾井町ビル4階 当社セミナールーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役に対する株式報酬制度の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

## 議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席  
いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時  
場 所 東京都千代田区紀尾井町3番12号  
紀尾井町ビル4階 当社セミナールーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面による場合



書面による議決権行使は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月24日(水曜日)午後6時**までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっております、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

### ■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票  
〇〇〇〇 印中  
××××年 ×月××日

1. 議案名  
2. 議案の要旨  
3. 賛否  
4. QRコード

スマートフォン用  
議決権行使書用紙の  
QRコード  
は以下のQRコード  
【見本】

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

※なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

#### 第1号議案、第2号議案

- ▶ 賛成の場合： 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合： 「否」の欄に○印

インターネット  
による場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 | 2026年6月24日(水曜日) 午後6時まで

詳細は次頁をご覧ください

### ■重複行使のお取扱いについて

書面及び電磁的方法（インターネット）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



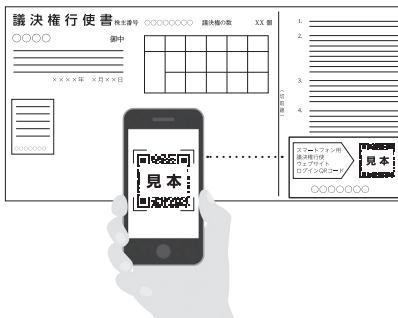
# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

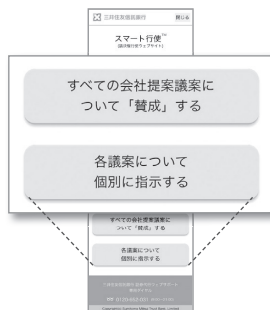


### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



書面及び電磁的方法（インターネット）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

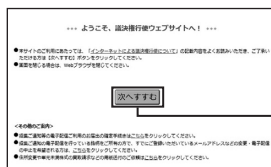
## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

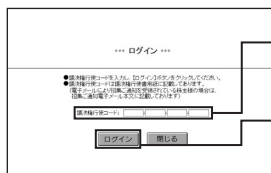
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

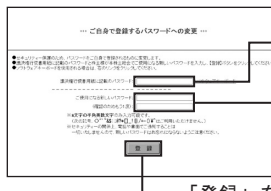
### 2 議決権行使書用紙に記載 された「議決権行使コード」 をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

### 3 議決権行使書用紙に記載 された「パスワード」を ご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

# 事業報告

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復がみられます。ただし、米国の通商政策がもたらす影響等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、国際情勢の不安定化を背景とした資源価格の高騰や円安基調の継続等による物価上昇が個人消費に及ぼす影響も受けています。

電子書籍の市場規模は、「インプレス総合研究所『電子書籍ビジネス調査報告書2025』」によると、2024年度は6,703億円（うち電子コミック市場規模が5,878億円）と推計されていますが、参入企業も多く、厳しい競争が続いています。コンテンツ需要の増加により、出版社等のコンテンツホルダーからの仕入コストが上昇し、集客を強化するための、広告宣伝や販促コストも拡大傾向となっています。

また、個人情報保護法の改正に伴うターゲティング広告の規制強化によって広告効率が低下し、ユーザーの消費行動への下押し圧力が依然として高まっていることによって、販促効果も弱まり、市場規模の成長が減速しています。

このような環境の中で、当社グループは、顧客第一主義の基本理念に基づく、サービスの向上施策及び他社との差別化を図るためのブランド戦略施策を実施しています。

サービス向上施策は、レンタル販売方式の拡充を進めています。

ブランド戦略施策は、中長期的な事業拡大を目的とした広告宣伝を、先行投資として積極的に行っています。

また、ユーザーへの還元を目的とした販売促進施策も積極的に実施しています。

さらに、将来市場が拡大すると予測される英語圏や中国語圏を中心とした海外事業への投資強化及び、今後市場に普及していく5G端末向けの次世代コンテンツの開発並びに、高品質なオリジナルコンテンツの増産にも取り組んでいます。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は14,740百万円（前連結会計年度比6.5%減）、営業利益は127百万円（前連結会計年度は営業損失309百万円）、経常利益は481百万円（前連結会計年度は経常損失283百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は4百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失164百万円）となりました。

以下、セグメント別の経営成績及び、展開する事業における主な活動状況を報告します。

#### 「電子書籍事業」

##### （集客施策）

「Renta!」の認知度向上のため、TVCM、動画、SNS等の多様な広告媒体を組み合わせた広告施策を積極的に実施しています。

また、割引やポイント還元などが適用されるクーポンの配布や、当社独自の販促企画及び大手出版社と協力しての特別キャンペーン等を実施した結果、「Renta!」の会員数は1,000万人を突破しました。それを記念に「Renta!マンガ大賞2024」を受賞した著者等が厳選した神マンガ計1,000冊以上を集めた「神マンガ1000」という特設ページを開設しました。

さらに、パピレスサービス開始30周年を迎えるにあたり、各出版社との連携による限定企画や記念キャンペーンを順次展開しています。

##### （サイト改良施策）

ユーザビリティの向上を目指したサイト改良を継続的に実施しています。

また、各種デバイスに最適化されたアプリの提供を図るため、ユーザー視点によるブラッシュアップの取り組みを恒常的に推進しています。

##### （コンテンツ施策）

コミックを中心に、ノベル、実用書等、幅広いジャンルでコンテンツを拡充しているとともに、人気作品が続々と出ているオリジナルコンテンツの増産投資も実施しています。

また、多彩なジャンルをラインアップした「Renta！」のオリジナル新レーベル「spRash！」のコンテンツ配信も開始しました。「読むとちょっと前向きになれる」をコンセプトに、忙しい毎日のスキマ時間に手軽に楽しめる作品をお届けします。

さらに、若年層を中心に人気の縦型のショート動画コンテンツの配信を開始するとともに、ショートドラマ作品に限定して利用可能な割引クーポンの配布も実施しています。また、「Renta！」初のオリジナルショートドラマの独占先行配信も開始しました。

#### (次世代コンテンツ開発施策)

5G端末向けの縦スクロール型の高品質なコミック「タテコミ」の拡充及びマンガにモーションと音声を付加し、スマートフォンでの視聴に最適のタテ型アニメーション形式の動画コンテンツ「アニコミ」の制作体制の強化を進めています。

また、累計販売冊数200万冊を突破した大人気フルカラー縦スクロールコミック「聖女なのに国を追い出されたので、崩壊寸前の隣国へ来ました～力を解放したので国が平和になってきました～が元の国まで加護は届きませんよ～」(以下「聖女なのに」という。)のアニコミ化を実現し、「Renta！」にて配信を開始すると共に、モーションコミック形式でのTV放送及びサブスク配信も開始しています。

さらに、各動画配信サービスにて、自社オリジナルモーションコミック「魔寄せ宮女、孤高の祓魔師に拾われました」をはじめとする人気作品のアニコミ版の配信も実施しています。

#### (海外展開施策)

海外向けの直営販売サイトの「英語版Renta！」、「中国語繁体字版Renta！」の売上拡大を目指して、集客、サイト改良、コンテンツの拡充を進めると同時に、自社オリジナルコンテンツの海外展開にも積極的に取り組んでいます。「Renta！」の2023年度及び2024年度の少女漫画ランキング・タテコミランキングで共に第1位を獲得した「Renta！」オリジナルコミック「聖女なのに」の海外での販売も開始しました。

また、海外取次会社AAG（アルド・エージェンシー・グローバル株式会社）を通して、英語、中国語及び韓国語のコンテンツ取次販売を行っています。直営以外の海外販売サイトにも展開し、販路拡大が進んでいます。

さらに、海外市場における認知度の向上策として、ニューヨークにて開催される北米東海岸最大級のアニメコンベンション「Anime NYC 2025」に出展しました。同イベントは14万人を超える動員者数を記録し、当社のブースには多くの漫画読者が来場しました。今後もこのような直接的な交流の機会を活用し、現地市場におけるユーザーベースの拡大とブランディングの強化を図っていきます。

以上の結果、電子書籍事業において、売上高は14,745百万円（前連結会計年度比6.5%減）、セグメント利益は762百万円（前連結会計年度はセグメント損失141百万円）となりました。

#### 「IP制作事業」

IP制作事業については、セガサミーホールディングス株式会社との合弁会社であるJadeComiX株式会社が、中心的な役割を担い、フルカラー縦スクロールコミックレーベル「ZETooN」を立ち上げ、オリジナルコンテンツIPの開発に取り組んでいます。

グローバルな事業展開に向け、2025年12月にWebtoonを主軸にした「ZETooN」第一弾ラインアップとして、「Renta!」でオリジナル新作4タイトルの独占先行配信を行うことができました。

以上の結果、IP制作事業において、売上高は0百万円（前連結会計年度は発生せず）、セグメント損失は281百万円（前連結会計年度はセグメント損失142百万円）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、重要な設備投資及び設備の除却並びに売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社（吸収合併存続会社）と当社完全子会社の株式会社ネオアルド（吸収合併消滅会社）は、2026年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行います。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 29 期<br>(2023年3月期) | 第 30 期<br>(2024年3月期) | 第 31 期<br>(2025年3月期) | 第 32 期<br>(当連結会計年度<br>(2026年3月期)) |
|------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                           | 18,626               | 17,175               | 15,768               | 14,740                            |
| 経常利益又は経<br>常損失(△)(百万円)                               | 537                  | 544                  | △283                 | 481                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)(百万円) | 657                  | 217                  | △164                 | △4                                |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円)                 | 71.75                | 21.96                | △16.95               | △0.48                             |
| 総 資 産(百万円)                                           | 13,395               | 14,532               | 12,732               | 13,333                            |
| 純 資 産(百万円)                                           | 9,431                | 10,373               | 9,028                | 8,974                             |
| 1株当たり純資産(円)                                          | 1,018.11             | 1,039.56             | 1,031.52             | 1,033.65                          |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

2. 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（前連結会計年度の期中平均株式数85千株、期末株式数70千株、当連結会計年度の期中平均株式数46千株、期末株式数30千株）を、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」及び「1株当たり純資産」の計算において、控除する自己株式に含めています。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容            |
|------------------------------|----------|----------|--------------------|
| 巴比楽視網路科技股份有限公司               | 160百万NTD | 100.0%   | 中国語繁体字圏向け電子書籍販売事業  |
| 株式会社ネオアルド                    | 75百万円    | 100.0%   | 次世代コンテンツの開発・制作事業   |
| Papyless Global, Inc.        | 13百万USD  | 100.0%   | 英語圏向け電子書籍販売事業      |
| PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. | 10百万HKD  | 100.0%   | 中国語簡体字圏向け電子書籍事業    |
| アルド・エージェンシー・グローバル株式会社        | 50百万円    | 100.0%   | 海外向け電子書籍取次販売事業     |
| JadeComiX株式会社                | 275百万円   | 60.0%    | オリジナルコンテンツの開発・制作事業 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、電子書籍ユーザーの拡大等により、市場規模が拡大していますが、市場参入企業も多く、厳しい競争が続いています。

当社グループにおいては、電子書籍の収集及び配信を強化し、業界のパイオニアとしての優位性を活かしながらブランドを確立して、日本国内において、業界でのシェアを拡大していくとともに、国外においても、電子書籍事業を拡大させていくことを、対処すべき課題と捉えています。

そのための施策として、以下の事項に重点的に取り組み、人的・金銭的投資を積極的に行っていく方針です。

#### 「電子書籍事業」

##### ① ユーザーが使い易い総合電子書店サービス

従来から採用しているクラウド型配信方式を拡大し、複数の端末で利用可能なマルチデバイス展開を継続しつつ、スマートフォンやタブレットユーザーをターゲットとした販売の強化を目指します。

また、ユーザーの声に基づいた、サイト機能、アプリ、ビューア等の利便性の向上や顧客サポートの強化等の改良を行い、サービスを一層充実させる方針です。

さらに、AIの実用化を行い、検索機能等のユーザビリティの向上を図ります。

## ② コンテンツの拡充

出版社等との契約をさらに増やし、掲載コンテンツの品揃えを充実させ、ユーザー層の拡大を図ります。

また、スマートフォン向けに最適化した、タテ読みフルカラーコミック「タテコミ」のコンテンツ数を増加させ、普及促進を強化します。

合わせて、デジタルならではの演出を加えた次世代コンテンツの開発強化を図ります。i) 小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」、ii) 「タテコミ」にアニメーション効果と人気声優によるボイスを付加した、スマホで見るタテ型マンガアニメーション「アニコミ」等の開発・改良を進め、制作体制を強化します。

さらに、オリジナルコンテンツの制作体制を強化し、自社レーベルを通じて、掲載数の増加を目指します。

## ③ 認知度の向上

TVCM等のマス広告を実施し、ユーザー層の拡大を図ります。集客のためのプロモーション強化を積極的に行うとともに、広告効果を継続的に検証し、AIを活用しながら広告効率の向上を図り、会員数の増加と当社グループが運営する電子書籍販売サイトの認知度向上に努めます。

また、各種キャンペーンやニュースリリースを積極的に行うとともに、SNSを活用してユーザーと対話する機会を増やしていきます。

## ④ 販売システム及び電子書籍制作掲載体制の合理化及び構築

販売システムについては、次々と発表される新端末に迅速に対応するため、システムの統一化、応用性の向上を図ります。

また、データ量の増加による回線負荷への対応や、有事の際のサービス継続性強化のため、サーバ及び回線の増強や、バックアップ体制の強化等、運用保守の改善に努めていきます。

電子書籍制作掲載体制については、電子書籍素材の一元管理による効率的な制作体制の強化、制作関連システムの自動化や合理化を進めていきます。

## ⑤ 海外での電子書籍販売

海外での電子書籍販売については、翻訳をはじめとし、様々な課題を抱えていますが、国内に比べてコンテンツ市場が大きく、また、拡大が見込まれています。英語圏、中国語繁体字圏、中国語簡体字圏、韓国語圏に向けて電子書籍事業を展開し、海外での事業拡大を目指します。

## ⑥ ブランドの確立

社会的な認知が広がるとともに、市場参入業者も多く、厳しい競争が続く電子書籍業界の中で、ユーザーから選ばれる電子書籍サイトを目指し、ブランドの構築を進めていきます。

運営サイトの統合、代替がきかないオリジナリティの高いサイト構築等を行い、競合他社との差別化を図り、競争優位性があるブランドの確立を目指します。

## 「IP制作事業」

### ① 新規IPの創出に向けた体制確立

オリジナル作品の制作推進による新規IPの創出及び既存IPの活用のための指針を策定するとともに、持続的に運用していくための体制整備を行います。

当社グループが運営する電子書籍サイトにおける国内外のヒットコンテンツを対象として、地域特性等の分析を行ったうえで、オリジナルの縦スクロールコミックレーベルのグローバル制作指針を策定し、指針に基づき継続的にコンテンツのリリースが可能な制作体制の整備を実施します。

### ② オリジナルレーベルの認知度向上

当社グループの翻訳機能、流通機能を最大限に活用し、国内及び海外ユーザーに向けて積極的なプロモーションを展開します。

日本語版と英語版のオリジナルレーベルサイトを新規に創設し、作品のティザーや無料サンプル、詳細情報等を公開することで、グローバル規模で、ユーザーとのダイレクトなタッチポイントの創出を目指します。

また、SNS等を活用した情報発信や定期的なキャンペーンにより、オリジナルレーベルの認知度向上を図ります。

### ③ グローバルIPの創出

世界をターゲットとし、世界中で愛されるグローバルIPの創出を目指します。

オリジナルレーベルのコンテンツ制作のほか、メディアミックスによるコラボコンテンツやリメイクコンテンツ制作等により、グローバル規模でのラインナップの拡充を図ります。

また、オリジナルレーベルのコンテンツを、IPコンテンツとして、グローバル規模で、出版、映像、ゲームなどの多様な分野に展開し、IPの収益最大化を図ります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業区分    | 事業内容                                          |
|---------|-----------------------------------------------|
| 電子書籍事業  | スマートフォン、タブレット、PC等の情報端末を利用した、ネットワーク配信による電子書籍販売 |
| I P制作事業 | オリジナルコンテンツの開発・制作                              |

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
|----|---------|

② 子会社

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 巴比樂視網路科技股份有限公司               | 本社 (中華民国台北市)    |
| 株式会社ネオアルド                    | 本社 (東京都千代田区)    |
| Papyless Global, Inc.        | 本社 (米国カリフォルニア州) |
| PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. | 本社 (香港)         |
| アルド・エージェンシー・グローバル株式会社        | 本社 (東京都千代田区)    |
| JadeComiX株式会社                | 本社 (東京都品川区)     |

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-----------|-------------|
| 電子書籍事業  | 157 (3) 名 | 9名増(1名減)    |
| I P制作事業 | 15 (一) 名  | 5名増(一増)     |
| 合計      | 172 (3) 名 | 14名増(1名減)   |

(注) 「使用人数」は就業員数であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは、契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員等を除いています。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 130 (3) 名 | 11名増(1名減) | 34.5歳 | 6.3年   |

(注) 「使用人数」は就業員数であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは、契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員等を除いています。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,326,880株
- ③ 株主数 29,367名 (前事業年度末比4,200名増)
- ④ 大株主

| 株主名                                                                | 持株数        | 持株比率  |
|--------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 天谷 幹夫                                                              | 3,427,704株 | 39.5% |
| セガサミーホールディングス株式会社                                                  | 900,000    | 10.4  |
| 松井 康子                                                              | 253,684    | 2.9   |
| 福井 智樹                                                              | 92,292     | 1.1   |
| BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH -<br>PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT | 58,500     | 0.7   |
| 野村証券株式会社                                                           | 42,972     | 0.5   |
| CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.                                | 40,000     | 0.5   |
| 第一生命保険株式会社                                                         | 32,000     | 0.4   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                                 | 30,000     | 0.3   |
| 株式会社 SBI証券                                                         | 26,723     | 0.3   |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,646,717株保有していますが、上記大株主からは除外していません。

2. 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社(信託E口)が当社株式30,000株を所有しています。同信託が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。

なお、三井住友信託銀行株式会社は、当該当社株式を、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に再委託しています。

3. 持株比率は、自己株式(1,646,717株)を控除して計算しています。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株式数     | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 40,000株 | 4名     |

（注）当社の株式報酬の内容については、事業報告、2. 会社の現況、（3）会社役員の状態、

- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等に記載しています。

## （2）新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                          |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 井 康 子 | 巴比樂視網路科技股份有限公司代表取締役<br>株式会社ネオアルド取締役<br>Papyless Global, Inc. 取締役／CEO<br>PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役／CEO<br>アルド・エージェンシー・グローバル株式会社代表取締役社長<br>JadeComiX株式会社取締役 |
| 専務取締役     | 福 井 智 樹 | 当社仕入部門統括<br>株式会社ネオアルド代表取締役社長<br>アルド・エージェンシー・グローバル株式会社取締役<br>巴比樂視網路科技股份有限公司取締役<br>JadeComiX株式会社代表取締役社長                                                            |
| 取 締 役     | 天 谷 幹 夫 | 当社アドバイザー<br>巴比樂視網路科技股份有限公司取締役<br>Papyless Global, Inc. 取締役<br>PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役                                                                   |
| 取 締 役     | 岡 田 英 明 | 当社販売部門統括兼システム管理部長<br>Papyless Global, Inc. 取締役                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 須 永 喜 和 | 当社管理部門統括兼総務・経理部長<br>株式会社ネオアルド取締役<br>Papyless Global, Inc. 取締役／CFO<br>PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役<br>巴比樂視網路科技股份有限公司監査役<br>JadeComiX株式会社取締役                   |
| 取 締 役     | 今 田 公 久 | ビットキャッシュ株式会社取締役                                                                                                                                                  |
| 取 締 役     | 三 竹 兼 司 | ナレッジピース株式会社エグゼクティブアドバイザー                                                                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 齋 藤 政 彦 | 株式会社イオンファンタジー社外取締役<br>株式会社ネオアルド監査役<br>アルド・エージェンシー・グローバル株式会社監査役<br>JadeComiX株式会社監査役                                                                               |
| 監 査 役     | 齊 藤 清 仁 | 社会保険労務士齊藤マネージメントサービス代表                                                                                                                                           |
| 監 査 役     | 蒲 谷 剛 史 | 株式会社ROXX社外監査役                                                                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役今田公久氏及び三竹兼司氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役齋藤政彦氏、監査役齊藤清仁氏及び蒲谷剛史氏は、社外監査役です。
3. 監査役齊藤清仁氏及び蒲谷剛史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役齊藤清仁氏は、過去に投資ファンド運営会社において、長年にわたりファンドマネージャー業務に携わっていました。
  - ・監査役蒲谷剛史氏は、公認会計士の資格を有しています。
4. 当社は、社外取締役今田公久氏及び三竹兼司氏、並びに社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役今田公久氏、取締役三竹兼司氏及び監査役齋藤政彦氏、監査役齊藤清仁氏、監査役蒲谷剛史氏については100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としています。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社に属する、次の個人となります。

- i. 役員（取締役、執行役、監査役、会計参与等）
- ii. 執行役員その他の管理職従業員
- iii. 役員と共同被告になった場合及び雇用関連の損害賠償請求における全従業員
- iv. 上記 i ～ iii と共に損害賠償請求された配偶者
- v. 上記 i ～ iii が死亡した場合の法定相続人

被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により被保険者の会社役員賠償責任、法人有価証券賠償補償に関する損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反等があった場合には補填の対象としないこととしています。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

基本報酬に関しては、当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び役職ごとの決定方法の方針は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大を実現し、社会に貢献していくために、役員がその職責を果たすことを可能とするための内容として、取締役会で決定しています。

当社の役員の基本報酬に関する株主総会の決議年月日は、2007年6月28日であり、決議の内容は、取締役全員（社外取締役を含む）の総額として年額80百万円以内、監査役全員（社外監査役を含む）の総額として年額20百万円以内と決議されています。

当該報酬額の決議に係る員数は、定款に基づき、取締役は7名以内、監査役は4名以内です。

報酬等の額又はその算定方法の決定権限は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、取締役については取締役会、監査役については監査役会にあります。

株主総会の決議により定められた、取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬等については、取締役会が代表取締役社長（松井康子）に一任し、代表取締役社長が決定しています。

取締役会は、毎月、各取締役から業務執行状況の報告を受け、その内容を審議しています。代表取締役社長は、当該報告及び審議によって、各取締役の職務の執行状況及び事業に対する貢献度を十分に把握しているため、取締役の報酬等については、代表取締役社長に一任しています。代表取締役社長は、各取締役の毎事業年度の当社グループに対する貢献度を評価し、当該評価に基づき、社内の役員報酬基準表に照らして決定しています。

代表取締役社長が決定した、個人別の報酬は、取締役会に報告され、審議されています。

監査役の報酬等については、監査役会において全員で協議の上、決定しています。

当社の役員株式報酬に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月27日であり、決議の内容は、取締役全員に対する付与株数として年30,000株以内（2017年4月1日の株式分割1：2により、当事業年度末現在、年60,000株以内）と決議されています。

報酬等の額又はその算定方法の決定権限は、株主総会の決議により定められた報酬限度株数の範囲内において、取締役会にあります。

株式報酬に関しては、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株式交付規程で定めています。

株式交付規程の内容は、株主総会の決議により定められた報酬限度株数の範囲内において、役職ごとの付与株数等について決定しています。

株式報酬に係る員数は、定款に基づき、取締役7名以内です。

なお、業績連動報酬はありません。

また、当社には、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会はありません。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額        |                  |                   |
|--------------------|-------------|------------------|------------------|-------------------|
|                    |             | 基本報酬             | 株式報酬             | 計                 |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(3名)  | 51百万円<br>(8百万円)  | 103百万円<br>(一百万円) | 154百万円<br>(8百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名)  | 10百万円<br>(10百万円) | 一百万円<br>(一百万円)   | 10百万円<br>(10百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>(7名) | 61百万円<br>(18百万円) | 103百万円<br>(一百万円) | 164百万円<br>(18百万円) |

(注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでいます。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。使用人兼務取締役に支給した使用人分給与相当額の総額は、16百万円です。

3. 取締役の基本報酬限度額は、2007年6月28日開催の第13期定時株主総会において、定款に基づく取締役7名以内に対して、年額80百万円以内と決議いただいています。また別枠で、2016年6月27日開催の第22期定時株主総会において、株式報酬額として、年3万株以内(株式分割等があった場合は、分割比率等に応じて合理的な調整を行います。)と決議いただいています。

なお、当事業年度の株式報酬額は、株式交付信託の受託者である信託銀行の当社株式の取得価額に4万株(2017年4月1日に株式分割(1:2)しています。)を乗じた金額となっています。

4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第13期定時株主総会において、定款に基づく監査役4名以内に対して、年額20百万円以内と決議いただいています。

ハ、当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ニ、社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役今田公久氏は、ビットキャッシュ株式会社取締役です。ビットキャッシュ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

取締役三竹兼司氏は、ナレッジピース株式会社エグゼクティブアドバイザーです。ナレッジピース株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役齋藤政彦氏は、株式会社イオンファンタジー社外取締役及び株式会社ネオアルド、アルド・エージェンシー・グローバル株式会社、JadeComiX株式会社監査役です。株式会社イオンファンタジーと当社との間には特別な関係はありません。株式会社ネオアルド、アルド・エージェンシー・グローバル株式会社、JadeComiX株式会社は、当社の連結子会社であり、当社と電子書籍の販売、仕入等の取引関係があります。

監査役齋藤清仁氏は、社会保険労務士齊藤マネジメントサービス代表です。社会保険労務士齊藤マネジメントサービスと当社との間には特別な関係はありません。

監査役蒲谷剛史氏は、株式会社ROXX社外監査役です。株式会社ROXXと当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 出席状況、発言状況及び社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                            |
| 社外<br>取締役<br>今田 公久 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。</p> <p>主にグローバルビジネスについての豊富な知見に基づき、取締役会において、積極的に意見、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。</p>                                                                         |
| 社外<br>取締役<br>三竹 兼司 | <p>2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。</p> <p>主に長年にわたり会社経営に携わってきた経営者としての知見に基づき、取締役会において、積極的に意見、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。</p>                                                   |
| 社外<br>監査役<br>齋藤 政彦 | <p>2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会10回のうち10回に出席しました。</p> <p>主にグローバル企業での経営管理と監査業務経験及び経営者としての知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、業務監査、内部統制システム、会計監査等について適宜適切な発言を行っています。</p> |
| 社外<br>監査役<br>齋藤 清仁 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席しました。</p> <p>主に長年にわたりファンドマネージャーを務めた専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、会計監査、内部統制システム、業務監査等について適宜適切な発言を行っています。</p>               |
| 社外<br>監査役<br>蒲谷 剛史 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席しました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、会計監査、内部統制システム、業務監査等について適宜適切な発言を行っています。</p>                                     |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 18百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、巴比樂視網路科技股份有限公司（海外子会社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該運用状況は以下のとおりです。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 毎月の定時取締役会において、取締役の職務の執行状況の報告を義務付けるとともに、必要に応じて顧問弁護士や専門家等に相談することによって、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会においても報告を義務付け、ガバナンス体制を強化する。
- ③ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。

#### (運用状況)

定時取締役会において、各取締役から詳細な職務の執行状況の報告が行われています。

また、監査役には、当該職務の執行状況が、取締役会及び定期的に開催される経営者との懇談会において報告されています。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制及び運用状況

- ① 取締役会議事録や稟議書を始めとする、取締役の職務執行に係る情報や各種機密文書、重要文書等については、文書管理規程に基づき、総務・経理部がその保存媒体に応じて、適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程に定める年数、閲覧可能な状態を維持することとする。

#### (運用状況)

該当文書は、定められた設置場所に、検索性が高い状態で、規程上の保存年数、保管されています。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び運用状況

- ① 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理体制、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
  - ・ コンピュータシステム障害、通信障害等による業務停止リスク。
  - ・ 顧客情報等、機密情報に関する外部流出・漏洩に関するリスク。
  - ・ 天災（火災、地震、風水害等）による多大な損害を受けるリスク。
  - ・ 労働災害（不慮の事故や事件等）による、主要業務を担当する相当数の取締役又は使用人の生命又は健康に重大な影響を与えるリスク。
  - ・ 当社が予期せぬ重大な訴訟による多大な損害を被るリスク。
  - ・ 当社が不本意にして法律違反を犯したことによって多大な責任を問われる、もしくは、行政処分を受けるリスク。
  - ・ 重要な取引先の倒産や株式の買い占めその他、会社存続にかかわる重大な事案の発生に関するリスク。

- ・ 悪評、信用不安情報等が顧客、マスコミ、インターネット等に広がり、当社の業績に悪影響が生じるリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。同規程によって、不測の事態が発生した場合における連絡経路、対策本部の設置、個々のリスクについての管理責任者や、専門家や顧問弁護士の意見収集、迅速な対応等の基本方針その他を定め、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(運用状況)

リスク事項が発生した場合の、報告経路、対応責任者が明確に定められ、適切な対応が行われています。リスクに対する対応策は、常に社内でも検証され、改善が行われています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、当社の取締役会決議事項以外の業務上の重要事項については、適宜情報交換や審議等を経て、執行の決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限規程、並びに、業務分掌規程を整備し、各責任者とその責任及び業務手続等の詳細について定めることとする。

(運用状況)

各取締役が、事前に詳細な職務の執行状況資料を作成し、定時取締役会において情報共有を図るとともに、十分な審議が行われています。

また、業務執行が効率的に行われるよう、定期的に、戦略会議等において、より具体的な議論が行われています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部監査規程を定め、毎年、内部監査を実施する。使用人の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査及び会計監査を行うこととする。
- ② 使用人の職務執行状況を適時把握するための、組織的監視を実施する。定期的に社内会議を実施し、使用人からの職務執行状況の報告によって、情報の共有化に努めるとともに、組織的監視を行うものとする。また、使用人による重要な職務執行にあたっては、部室長の確認、帳票等に関しては部室をまたがる確認を行い、組織的な監視を実施する体制を整えるものとする。
- ③ 使用人による法令及び定款違反を未然に防ぐために、全従業員に対する関連法令及び社内規程、部室内特有の事項に関する法令・規程の周知徹底に努めるものとする。
- ④ 取締役又は使用人が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、報告体制として、直ちに監査役、他の取締役及び内部監査責任者に報告するものとする。また、取締役については、当該事項を適宜情報共有・審議し、迅速な対応を図り、かつ、当該事項について取締役会で報告するものとする。

- ⑤ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。
- ⑥ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に対して求めることができるものとする。

(運用状況)

内部監査については、日本内部監査協会の内部監査基準に基づき、リスク評価を行った上で、内部監査担当者と監査役が協議し、監査計画を策定し、実施されています。

その結果については、適宜、取締役会に報告されています。

使用人の職務状況の把握は、毎週、全員参加の全体会議の中で情報共有を行っています。

監査役は、全体会議等各種会議へ参加するとともに、取締役会及び経営者との懇談会等を通じて意見を述べています。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- ① 当社及び子会社において、業務の適正を確保するための基礎として、子会社管理規程を定めるものとする。
- ② 当社の子会社業務を管掌する取締役と子会社取締役が定期的にミーティングを実施し、子会社の内部統制に関する協議、情報の共有を行うものとする。また、子会社は、所定の報告書を提出するものとする。
- ③ 子会社からの報告体制を規定するとともに、子会社の経営上の重要事項に関し、当社の承認が必要となる統制体制を構築し、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- ④ 子会社業務を管掌する取締役は、子会社の取締役等の効率的な職務執行及び取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行を目的として、子会社の状況に応じて、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制が構築できるよう、適正な指導、監督を行うものとする。

(運用状況)

当社から子会社へ取締役、監査役を派遣するとともに、各子会社を管理している担当取締役が、定期的に開催される子会社の取締役会に出席し、業務報告を受け、適宜、必要な指示・指導を行っています。

また、当社の取締役会において、担当取締役から、子会社の状況に関して定期的に報告が行われています。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、必要であれば監査役の職務を補助すべき使用人を選任することができるものとする。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人が選任されています。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び運用状況

- ① 取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の意見を求めるものとする。

(運用状況)

取締役は、監査役の意見を聴取し、その意見を踏まえて人事異動等を実施しています。

(9) 監査役の、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、監査役の指示の実効性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できるものとする。

当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

(運用状況)

監査役は、自身の指示の実効性を考慮し、使用人の選任を要請しています。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び運用状況

- ① 取締役は、下記事項について、監査役に対してその都度、報告するものとする。

- ・ 定時取締役会時、取締役の職務の執行状況に関する事項。
- ・ 他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。

- ② 使用人は、下記事項について、監査役に対して報告するものとする。

- ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。

- ③ 子会社業務を管掌する取締役は、監査役に対して定期的の子会社の状況を報告するものとする。監査役は、当該報告に関し、より具体的な情報が必要と判断した場合は、子会社の取締役及び使用人に対して、直接報告を求めることができるものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役会及び重要な社内の各会議に出席するとともに、経営者との懇談会を定期的を開催し、取締役の業務執行状況や、コンプライアンスに関する重要な事実について確認しています。

子会社についても、担当取締役より、定期的に報告を受けています。

また、必要に応じ、随時、状況報告を受けています。

(11) 監査役に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び運用状況

① 内部通報制度運用規則を作成し、通報者の保護について規定するものとする。

(運用状況)

監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しています。

(12) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び運用状況

① 前払については、原則、監査役会における決定に基づき実施するものとする。

② 償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、原則、監査役会における決定に基づき処理を行うものとするが、その内容に関し、必要が生じた場合は、取締役会への報告を求めるものとする。

(運用状況)

監査役から、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した費用などの監査費用について、前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び運用状況

① 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役又は使用人からの監査役への直接の報告経路を確保するとともに、取締役及び使用人は、監査役から業務の執行に関する報告等を求められた場合には、それに協力しなければならないものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役に対して、定期的な懇談会の開催を要請し、実施されています。

また、使用人に対しても、必要に応じて面談を実施し、直接、報告を受けています。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目<br>(資産の部)    | 金額            | 科目<br>(負債の部)       | 金額            |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>12,519</b> | <b>流動負債</b>        | <b>4,358</b>  |
| 現金及び預金          | 10,779        | 買掛金                | 1,291         |
| 売掛金             | 1,470         | リース債務              | 1             |
| コンテンツ資産         | 73            | 未払金                | 553           |
| コンテンツ仕掛品        | 15            | 未払法人税等             | 352           |
| その他             | 182           | 前受金                | 1,854         |
| 貸倒引当金           | △1            | 賞与引当金              | 79            |
| <b>固定資産</b>     | <b>814</b>    | 株式報酬引当金            | 77            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>28</b>     | その他                | 148           |
| 建物              | 18            | <b>固定負債</b>        | <b>1</b>      |
| リース資産           | 2             | リース債務              | 1             |
| その他             | 7             | <b>負債合計</b>        | <b>4,359</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>      | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| その他             | 0             | <b>株主資本</b>        | <b>8,776</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>785</b>    | 資本金                | 414           |
| 投資有価証券          | 50            | 資本剰余金              | 477           |
| 従業員に対する         |               | 利益剰余金              | 9,507         |
| 長期貸付金           | 92            | 自己株式               | △1,622        |
| 繰延税金資産          | 576           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>164</b>    |
| その他             | 145           | その他有価証券評価差額金       | 5             |
| 貸倒引当金           | △79           | 為替換算調整勘定           | 159           |
|                 |               | <b>新株予約権</b>       | <b>14</b>     |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>18</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>8,974</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,333</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>13,333</b> |

## 連結損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 14,740 |
| 売 上 原 価                 |     | 7,902  |
| 売 上 総 利 益               |     | 6,837  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 6,709  |
| 営 業 利 益                 |     | 127    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 58  |        |
| 退 会 者 未 使 用 課 金 収 益     | 2   |        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 5   |        |
| 為 替 差 益                 | 284 |        |
| そ の 他                   | 3   | 354    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 0   |        |
| そ の 他                   | 0   | 0      |
| 経 常 利 益                 |     | 481    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |     | 481    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 328 |        |
| 過 年 度 法 人 税 等           | 230 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 38  | 598    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |     | △117   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)     |     | △112   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)     |     | △4     |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 414     | 477       | 9,598     | △1,725  | 8,764       |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                   |         |           | △86       |         | △86         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)       |         |           | △4        |         | △4          |
| 自己株式の処分                  |         |           |           | 103     | 103         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | -       | -         | △90       | 103     | 12          |
| 当連結会計年度末残高               | 414     | 477       | 9,507     | △1,622  | 8,776       |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                    |                                 | 新株予約権 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計 |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------|-------|--------------|-------|
|                          | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |              |       |
| 当連結会計年度期首残高              | 9                             | 108                | 117                             | 15    | 131          | 9,028 |
| 当連結会計年度変動額               |                               |                    |                                 |       |              |       |
| 剰余金の配当                   |                               |                    |                                 |       |              | △86   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)       |                               |                    |                                 |       |              | △4    |
| 自己株式の処分                  |                               |                    |                                 |       |              | 103   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △3                            | 51                 | 47                              | △1    | △112         | △67   |
| 当連結会計年度変動額合計             | △3                            | 51                 | 47                              | △1    | △112         | △54   |
| 当連結会計年度末残高               | 5                             | 159                | 164                             | 14    | 18           | 8,974 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称  
巴比樂視網路科技股份有限公司  
株式会社ネオアルド  
Papyless Global, Inc.  
PAPYLESS HONG KONG CO., LTD.  
アルド・エージェンシー・グローバル株式会社  
JadeComiX株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・コンテンツ資産  
個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）  
自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の通減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 15年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

### ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用していません。

## ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

## ④ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

### ハ. 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

## ⑤ 重要な収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

電子書籍事業においては、主にスマートフォン、タブレット、PC等の情報端末向けに、ネットワーク配信による電子書籍コンテンツの販売を行っています。このような電子書籍コンテンツの販売については、ユーザーに電子書籍コンテンツのダウンロード権又は閲覧権を付与した時点で収益を認識していません。

なお、電子書籍コンテンツの販売のうち、ユーザーに無償で付与したサービスポイントの使用があった場合は、当該使用分を控除した純額を収益として認識しています。

## 2. 追加情報

（役員向け株式交付信託について）

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しています。

### （1）取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役に、毎期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

### （2）会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

### （3）信託が保有する株式

当連結会計年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当連結会計年度末における、当該自己株式の帳簿価額は77百万円、株式数は30千株です。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

現金及び預金

16百万円

##### ② 担保に係る債務

在外子会社によるコーポレートカード発行のための質権設定等であり、対応する債務はありません。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

63百万円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

「過年度法人税等」

当社において、2023年3月期から2025年度3月期までの課税年度の法人税等について、麴町税務署による税務調査を受けた結果、過年度法人税等230百万円を計上しています。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,326,880株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 86              | 10              | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれています。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2026年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 86              | 10              | 2026年<br>3月31日 | 2026年<br>6月26日 |

(注) 2026年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれています。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

19,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一般的な余資は流動性の高い金融資産で運用する方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、その大部分が決済事業者により債権が保証されていますが、ポータルサイト決済等の一部決済において決済事業者により債権が保証されていないため、ユーザーからのコンテンツ利用料回収不能リスクが存在します。当該リスクに関しては、債権が保証されない一部の決済先から滞納者リストを入手し、毎月、担当役員に報告を行っています。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、組み入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に投資事業有限責任組合の財務状況や運用状況を把握して、その内容が担当役員に報告されています。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヶ月以内に支払期日が到来します。未払金については、ほとんど2ヶ月以内に支払期日が到来します。未払法人税等については、2ヶ月以内に納付期限が到来します。これら金融債務は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、総務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、支払予定額の2ヶ月分を手許資金として最低限保有することで、流動性リスクを管理しています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

また、投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額 投資有価証券50百万円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

|                 | 報告セグメント |         |        |
|-----------------|---------|---------|--------|
|                 | 電子書籍事業  | I P制作事業 | 計      |
| 電子書籍コンテンツ利用料    | 14,621  | —       | 14,621 |
| 電子書籍コンテンツロイヤリティ | 117     | —       | 117    |
| その他             | 0       | —       | 0      |
| 合計              | 14,740  | —       | 14,740 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### ① 電子書籍事業

電子書籍事業においては、主にスマートフォン、タブレット、PC等の情報端末向けに、ネットワーク配信による電子書籍コンテンツの販売を行っています。主に当社グループが運営する電子書籍販売サイトで、ユーザーに電子書籍コンテンツを提供し、ユーザーから電子書籍コンテンツ利用料を受取っています。

ユーザーは、事前に、当社グループが運営する電子書籍販売サイトで使用できるポイントを購入し、当該ポイントを使用して電子書籍コンテンツのダウンロード権又は閲覧権を獲得し、電子書籍コンテンツを利用します。

このような電子書籍コンテンツの販売については、ユーザーに電子書籍コンテンツのダウンロード権又は閲覧権を付与した時点で収益を認識しています。

なお、電子書籍コンテンツ販売のうち、ユーザーに無償で付与したサービスポイントの使用があった場合は、当該使用分を控除した純額を収益として認識しています。

### ② I P制作事業

I P制作事業においては、主に当社グループが制作したI Pコンテンツを、販売又は利用する事業者へ提供し、ロイヤリティを受取っています

このようなロイヤリティ収益については、I Pコンテンツを提供した事業者の販売又は利用状況を考慮して、履行義務の充足を判断し、その収益を認識しています。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

|            | 当連結会計年度  |
|------------|----------|
| 契約負債（期首残高） | 1,679百万円 |
| 契約負債（期末残高） | 1,854    |

契約負債は、電子書籍コンテンツ利用契約に基づく、当社グループのポイント制度により、当社グループの電子書籍販売サイト利用者（ユーザー）から受け取った、ポイント購入金額のうち、未使用分の前受金に関するものです。契約負債は、電子書籍コンテンツのダウンロード権又は閲覧権を付与した時点で、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、1,679百万円です。

また、当連結会計年度において、契約負債が175百万円増加した理由は、事業継続に伴い、会員数を毎年積み上げていることによるものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 1,033円65銭

(2) 1株当たりの当期純損失（△） △0円48銭

(注) 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当連結会計年度末の株式数 30千株、当連結会計年度における期中平均株式数 46千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純損失（△）」の計算において、控除する自己株式に含めています。

9. 重要な後発事象の注記

「完全子会社の吸収合併」

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ネオアルドを吸収合併することを決議し、2026年1月5日付で吸収合併契約を締結しました。なお、2026年4月1日付で本吸収合併を実施しました。

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

|          |                |
|----------|----------------|
| 被結合企業の名称 | 株式会社ネオアルド      |
| 事業の内容    | 次世代コンテンツの開発・制作 |

② 企業結合日

2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ネオアルドを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社パピレス

④ その他取引の概要に関する事項

株式会社ネオアルドは、これまで数多くの魅力的な次世代コンテンツを制作し、進化し続ける時代に合わせた新しい形の作品を届けてきました。本合併により、経営資源の最適化と業務効率の向上を実現し、当社の持続的成長に向けた体制をさらに強化します。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

10. その他の注記

連結計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            | 科目             | 金額            |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,290</b> | <b>流動負債</b>    | <b>3,979</b>  |
| 現金及び預金          | 9,706         | 買掛金            | 1,261         |
| 売掛金             | 1,392         | リース債務          | 1             |
| コンテンツ資産         | 73            | 未払金            | 530           |
| コンテンツ仕掛品        | 0             | 未払法人税等         | 350           |
| 前払費用            | 43            | 未払費用           | 33            |
| その他             | 74            | 前受金            | 1,559         |
| 貸倒引当金           | △0            | 預り金            | 4             |
|                 |               | 賞与引当金          | 71            |
|                 |               | 株式報酬引当金        | 77            |
|                 |               | その他            | 89            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,791</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1</b>      |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26</b>     | リース債務          | 1             |
| 建物              | 18            | <b>負債合計</b>    | <b>3,981</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 4             | <b>(純資産の部)</b> |               |
| リース資産           | 2             | <b>株主資本</b>    | <b>9,080</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>      | 資本金            | 414           |
| その他             | 0             | 資本剰余金          | 548           |
|                 |               | 資本準備金          | 189           |
|                 |               | その他資本剰余金       | 359           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,764</b>  | 利益剰余金          | 9,739         |
| 投資有価証券          | 50            | その他利益剰余金       | 9,739         |
| 関係会社株式          | 1,000         | 繰越利益剰余金        | 9,739         |
| 長期前払費用          | 20            | <b>自己株式</b>    | <b>△1,622</b> |
| 繰延税金資産          | 575           | 評価・換算差額等       | 5             |
| その他             | 117           | その他有価証券評価差額金   | 5             |
|                 |               | <b>新株予約権</b>   | <b>14</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>9,100</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,081</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,081</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金   | 額      |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 14,264 |
| 売 上 原 価                 |     | 7,437  |
| 売 上 総 利 益               |     | 6,827  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 6,094  |
| 営 業 利 益                 |     | 732    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 56  |        |
| 退 会 者 未 使 用 課 金 収 益     | 1   |        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 5   |        |
| 為 替 差 益                 | 278 |        |
| そ の 他                   | 2   | 345    |
| 経 常 利 益                 |     | 1,078  |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 548 | 548    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 529    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 327 |        |
| 過 年 度 法 人 税 等           | 230 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 36  | 595    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |     | △65    |

## 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |              |                |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金      |              |        |             |
|                             |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |
|                             |         |           |              |              | 繰越利益<br>剰 余 金  |              |        |             |
| 当 期 首 残 高                   | 414     | 189       | 359          | 548          | 9,892          | 9,892        | △1,725 | 9,129       |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |              |              |                |              |        |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |              |              | △86            | △86          |        | △86         |
| 当期純損失(△)                    |         |           |              |              | △65            | △65          |        | △65         |
| 自己株式の処分                     |         |           |              |              |                |              | 103    | 103         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) |         |           |              |              |                |              |        |             |
| 当期変動額合計                     | -       | -         | -            | -            | △152           | △152         | 103    | △48         |
| 当 期 末 残 高                   | 414     | 189       | 359          | 548          | 9,739          | 9,739        | △1,622 | 9,080       |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等             |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | 9                           | 9                      | 15        | 9,154     |
| 当 期 変 動 額                   |                             |                        |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                             |                        |           | △86       |
| 当期純損失(△)                    |                             |                        |           | △65       |
| 自己株式の処分                     |                             |                        |           | 103       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | △3                          | △3                     | △1        | △5        |
| 当期変動額合計                     | △3                          | △3                     | △1        | △54       |
| 当 期 末 残 高                   | 5                           | 5                      | 14        | 9,100     |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

###### ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の逡減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 15年    |
| 工具、器具及び備品 | 5年～15年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

##### ③ リース資産

###### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用していません。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

##### ③ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

#### (5) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益の認識する通常の時点）は以下のとおりです。

電子書籍事業においては、主にスマートフォン、タブレット、PC等の情報端末向けに、ネットワーク配信による電子書籍コンテンツの販売を行っています。このような電子書籍コンテンツの販売については、ユーザーに電子書籍コンテンツのダウンロード権又は閲覧権を付与した時点で収益を認識していません。

なお、電子書籍コンテンツの販売のうち、ユーザーに無償で付与したサービスポイントの使用があった場合は、当該使用分を控除した純額を収益として認識しています。

## 2. 追加情報

(役員向け株式交付信託について)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しています。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役に、每期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

### (2) 会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

(3) 信託が保有する株式

当事業年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当事業年度末における、当該自己株式の帳簿価額は77百万円、株式数は30千株です。

3. 貸借対照表に関する注記

- |                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                        | 53百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（貸借対照表において区分掲記していない金額） |       |
| ① 短期金銭債権                                  | 11百万円 |
| ② 短期金銭債務                                  | 1百万円  |

4. 損益計算書に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 関係会社との取引高 |        |
| 営業取引による取引高    | 250百万円 |
| 売上高           | 206百万円 |
| 売上原価          | 43百万円  |
| 営業取引以外の取引高    | －百万円   |

(2) 過年度法人税等

当社において、2023年3月期から2025年度3月期までの課税年度の法人税等について、麴町税務署による税務調査を受けた結果、過年度法人税等230百万円を計上しています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,676,717株

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社が当社株式30,000株を所有しています。三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を、自己株式に含めています。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 繰延税金資産        |                 |
| 前受金（未使用ポイント）  | 491百万円          |
| 未払事業税         | 21百万円           |
| 賞与引当金         | 22百万円           |
| 株式報酬引当金       | 24百万円           |
| 外注費（未掲載コンテンツ） | 3百万円            |
| 関係会社株式評価損     | 429百万円          |
| その他           | 22百万円           |
| 繰延税金資産小計      | <u>1,016百万円</u> |
| 評価性引当額        | <u>△437百万円</u>  |
| 繰延税金資産合計      | 578百万円          |
| 繰延税金負債        |                 |
| その他           | <u>△2百万円</u>    |
| 繰延税金負債合計      | <u>△2百万円</u>    |
| 繰延税金資産の純額     | 575百万円          |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

重要性がないため、記載を省略しています。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,050円37銭
- (2) 1株当たりの当期純損失（△） △7円59銭

（注）「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当事業年度末の株式数 30千株、当事業年度における期中平均株式数 46千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純損失（△）」の計算において、控除する自己株式に含めていません。

## 10. 重要な後発事象の注記

「完全子会社の吸収合併」

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ネオアルドを吸収合併することを決議し、2026年1月5日付で吸収合併契約を締結しました。なお、2026年4月1日付で本吸収合併を実施しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被結合企業の名称及びその事業の内容

|          |                |
|----------|----------------|
| 被結合企業の名称 | 株式会社ネオアルド      |
| 事業の内容    | 次世代コンテンツの開発・制作 |

#### ② 企業結合日

2026年4月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ネオアルドを消滅会社とする吸収合併

#### ④ 結合後企業の名称

株式会社パピレス

#### ④ その他取引の概要に関する事項

株式会社ネオアルドは、これまで数多くの魅力的な次世代コンテンツを制作し、進化し続ける時代に合わせた新しい形の作品を届けてきました。本合併により、経営資源の最適化と業務効率の向上を実現し、当社の持続的成長に向けた体制をさらに強化します。

### (2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

## 11. その他の注記

計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社パピレス  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡部 | 源一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 徳永 | 剛  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パピレスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パピレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社パピレス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡部 | 源一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 徳永 | 剛  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パピレスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株式会社 パピレス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 齋藤 政彦 ㊟

監査役（社外監査役） 齋藤 清仁 ㊟

監査役（社外監査役） 蒲谷 剛史 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。中長期的な事業拡大に必要な投資を強化するとともに、安定的に配当による利益還元を実施する方針です。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
配当総額は86,801,630円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

## 第2号議案 取締役に対する株式報酬制度の継続の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」は、2016年6月27日開催の第22期定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認をいただいて（同定時株主総会におけるかかる承認決議を以下「前回決議」といいます。）導入したものです。

前回決議では、本制度による報酬を、2017年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの期間に在任する取締役に対して支給すること等につきご承認いただきました。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価の下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであるところ、今後もこのような意識づけを行うべく、上記期間終了後も引き続き、本制度を継続することについて、ご承認をお願いいたします。

具体的には、当社が信託する金銭の上限額や当社が取締役に付与するポイントの上限数その他の事項を下記2. 記載の内容としたうえで、本定時株主総会終結日の翌日から2029年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して、かかる延長後の本制度による株式報酬を支給する（ただし、下記2. のとおり、取締役会の決定により、対象期間を延長し得るものとします。）ものとしたいと存じます。なお、本制度による報酬は、従前と同様に、2007年6月28日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額8,000万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とし、また、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

当社は2016年8月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告の2. 会社の現況、（3）会社役員 の状況、⑤取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。本議案は当該方針に従って取締役に報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本定時株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役は5名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

延長後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の一定の時期とします。

#### ① 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）

#### ② 対象期間

2026年6月25日の定時株主総会/本定時株主総会終結日の翌日から2029年6月の定時株主総会終結の日まで

#### ③ ②の対象期間約3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限

合計金250百万円

#### ④ 当社株式の取得方法

自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

#### ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限

1事業年度あたり60,000ポイント

#### ⑥ ポイント付与基準

役位等に応じたポイントを付与

#### ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期

信託期間中の一定の時期

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役へ交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金250百万円を上限とする金銭、対象期間中に本信託に追加信託します。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得しません。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

## (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

なお、本議案を原案のとおり承認いただいた場合であっても、本定時株主総会終結以後に、本定時株主総会終結の日までの職務執行の対価として、本議案による継続前の本制度に基づき前回決議の範囲内でポイントを付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、重大な職務執行違反が認められると取締役会で決議された場合等には、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、(原則として)ポイントの付与を受ける都度、所定の手続を経て本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町3番12号  
紀尾井町ビル4階 当社セミナールーム



## ■交通

有楽町線「麹町駅」2番出口より徒歩2分  
半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩6分  
半蔵門線/有楽町線/南北線「永田町駅」9a・9b番出口より徒歩6分  
丸ノ内線/銀座線「赤坂見附駅」D7番出口より徒歩7分  
丸ノ内線/南北線/JR中央線「四ツ谷駅」より徒歩9分  
(駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。)